【①:普通徴収】(例:退職して徴収方法を本人の普通徴収へ変更する場合)

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

(※1)電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択し

A

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度	1. 現年度(R) 2. 新年度(R) 3. 両年度(R ・R)

坂東市長	給与支払(特別徴収義務者)	所在地	〒306-0631 茨城県坂東市岩井○○○-○
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日提出		フリガナ	カブシキガイシャ マルマル
		氏名又は名称	株式会社 ○○
		個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄として右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号		11111
宛名番号		
担当者連絡先	所属	総務課
	氏名	坂東 花子
	電話	0297-35-○○○○ 内線( )

給与所得者		(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	バンドウ タロウ						
氏名	坂東 太郎 (旧姓)						
生年月日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日						
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2						
受給者番号	00001	36,000 円	6 月から 8 月まで 9,000 円	9 月から 5 月まで 27,000 円	R○ 年 8 月 30 日	1 右から番号を記入 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	3 右から番号を記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)
1月1日現在の住所	坂東市辺田○○○-○						
異動後の住所	同上						

8月30日退職で8月分まで特別徴収した給与所得者の残りの税額の徴収方法を9月分から普通徴収に変更する場合。
(ア)年税額 36,000円(6月～翌年5月分)
(イ)徴収済額 9,200円(6月～8月分)
(ウ)未徴収税額 27,000円(9月～翌年5月分)
↑普通徴収税額・・・27,000円

3. 普通徴収を選択し、下段の「3.普通徴収の場合」の欄にも該当する項目を記入してください。

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先(特別徴収義務者)		
特別徴収義務者指定番号		
所在地	〒	
フリガナ		
氏名又は名称		話 (内線

新しい ... を 徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号(※1)

納入書の要否(新規の場合のみ記載) 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

こちらも記入が必要です。
該当する理由の番号を記入してください。

徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由 1 右から番号を記入
1. 異動が令和 ○ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

○異動があった月の翌月10日までにご提出ください。なお、新年度分は4月20日までにお届けください。
○課税課へ異動届出書が月末までに届いた場合は、原則翌月初に通知します。

【提出先】
〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地 坂東市役所 課税課 市民税係

※市処理欄				
R	□ 退職 □ 転勤 □ 休職長欠 □ 死亡	□ 支払少額・不定期 □ 合併・解散 □ その他 □ 月一括	新規	入力
	□ 6月一括異動	□ 入力あり	□ 入力不要	
R	□ 退職 □ 転勤 □ 休職長欠 □ 死亡	□ 支払少額・不定期 □ 合併・解散 □ その他 □ 月一括	新規	入力
	□ 6月一括異動	□ 入力あり	□ 入力不要	

御注意
1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 給与の支払いを受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1.特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。